

# 平成17年4月から 年金制度が変わりました



## ○国民年金制度の主な改正点

### (1) 口座振替による割引制度が拡充されます

- ① 口座振替で前納すると、現金で納めるよりお得になります。  
(例)平成17年度保険料を6カ月前納した場合  
現金払で660円割引→口座振替で930円割引
- ② 毎月納付される場合、早割制度を申し込めば、定額保険料が月々40円割引になります。

### (2) 若年層に納付猶予制度が導入されます

20歳代の方は、所得が一定額以下であれば、所得が一定額以上の世帯主と同居している場合であっても、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

その後10年間のうちに保険料を追納することができますが、2年以上経過している場合は、保険料に一定の加算がかかります。

- (例) [平成17年度の基準:所得の目安]  
単身世帯57万円以下、2人世帯(夫婦)92万円以下

### (3) 保険料免除の所得基準が一部緩和されます

若年者に多い単身世帯を中心に所得基準が緩和され、免除承認が受けやすくなります。

- (例)平成16年度の所得基準:単身世帯35万円以下  
↓  
平成17年度の所得基準:単身世帯57万円以下

### (4) 第3号保険者の届出もれが救済されます

厚生年金等に加入する方の扶養になっている配偶者が特例届出を行えば、過去2年より前の期間についても、保険料を納付した期間として認められるようになりました。

※ 平成17年3月までに第3号の届出があった期間については、社会保険庁で処理を行いますので「特例届出」の必要はありません。

### (5) 保険料が変わります

月額保険料は13,580円に(平成17年度)。  
平成17年4月から平成18年3月までの国民年金保険料は月額保険料は13,580円です。

## ○厚生年金保険制度等の主な改正点



### (1) 育児休業期間中の保険料免除期間が延長されます

子どもが3歳に達するまで、健康保険・厚生年金保険の保険料が免除されます。

### (2) 65歳未満の在職老齢年金について「年金額の一律2割支給停止」を廃止します

今後は、年金額と賃金額に応じた支給停止のみとなります。

## ○特別障害給付金制度が始まります

一定の要件を満たせば、障害基礎年金などを受給していない障害者の方に、給付金を支給します。

[対象者:①~③を全て満たす者]

- ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生、または、昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者の配偶者の方
  - ② 国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日がある方
  - ③ 現在、障害基礎年金の1級または2級相当の障害にある方
- ※ 給付金は、請求日の翌月分から支給の対象となりますので、早めに市町村へ手続きを行ってください。

●お問い合わせ 沖縄社会保険事務局  
TEL.098-941-0734 FAX.098-861-4249